

四国地方は、急峻な山地が多く、更に台風常襲地域であることから、水害が発生しやすい環境にある。

平成 30 年 7 月豪雨では、吉野川水系、物部川水系、肱川水系で氾濫危険水位を超過し、各地で深刻な浸水被害と土砂災害が発生した。特に肱川流域では、11 名（災害関連死の 2 名を含む）もの尊い命が失われるなど甚大な被害となった。また、平成 26 年の台風 12 号、11 号では 10 日間で 2,000 mm を超える記録的な降雨により四国各地で深刻な浸水被害が発生し、更に平成 29 年の台風 18 号では、重信川で観測史上最高水位を記録し、多くの箇所では堤防漏水が発生した。

こうした近年の気候変動により頻発化・激甚化する水害に対しては、河川整備計画に基づく治水対策事業の加速化と合わせて、流域全体で行う流域治水対策の推進が不可欠である。

また、四国地方では、渇水により毎年のように取水制限を余儀なくされるなど、日常生活や社会経済活動に計り知れない被害や影響を及ぼしており、渇水対策が課題となっている。

加えて、今後高い確率で発生するとされている南海トラフ地震では、四国 4 県の全ての市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、甚大な被害が予測されており、早急な地震・津波対策が不可欠となっている。

その一方で、四国地方には良好な水辺空間をはじめ心癒される自然環境が多数残されており、地域と一体となった豊かで潤いのある水辺環境の保全と創出も望まれている。

治水事業は、災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するための最も根幹をなす社会資本整備である。治水事業関係予算の確保が厳しくなっている中で、治水施設の老朽化も進行し、その維持管理・更新費の増加も見込まれているところであり、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、このような喫緊の課題への対応に支障をきたすのではないかと危惧しているところである。

ついては、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

- 1 全国で甚大な災害が頻発している現状を鑑み、四国地方では、各水系の治水対策事業を継続的に推進し、更に加速化させる必要があるため、従来の治水対策事業費と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を合わせて近年と同等以上に確保すること。
加えて、河川管理施設など治水対策上重要な社会基盤施設の老朽化対策の推進につながる「公共施設等適正管理推進事業債」の制度を、令和4年度以降も継続すること。
また、地方公共団体が「流域治水」に取り組める新たな財政支援制度の創設を始めとした、予算確保と財源措置を図ること。
- 2 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、予防的な治水施設整備を推進すること。併せて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において重点的に取り組むべき対策と位置付けられた流域治水対策を強力に推進すること。また、気候変動により水害が頻発化・激甚化することを踏まえ、降雨量等の外力の増加を現在の河川整備基本方針及び河川整備計画に反映し、抜本的な治水対策を推進すること。
- 3 頻発する洪水及び渇水への対策として、現在実施しているダム事業の推進を図るとともに、既存ダムの洪水調節機能及び利水機能の強化を推進すること。
- 4 切迫する南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、河川・海岸堤防及び樋門などの河川構造物の地震・津波対策を着実に推進すること。
- 5 河川管理施設の長寿命化を図るとともに、老朽等により機能低下し、緊急対応を要する施設の修繕・更新を着実に行うこと。また、ライフサイクルコストの縮減に資する取組みを推進すること。
- 6 河川や水辺の持つ多様な機能や地域の特性を活かし、地方公共団体や地域と連携し、歴史、風土等に根ざした良好な河川環境や自然環境の創出と、まちづくりと一体となった地域活性化に資する魅力ある水辺空間を創造するための施策を推進すること。
- 7 国土強靱化や災害対応、流域治水の推進の旗振り役などの面で、国土交通省の地方整備局及び各事務所は重要な役割を担っていることから、地方整備局について、職員の増強など組織体制を充実・強化すること。また、水害等の大規模な災害が発生した際に被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の拡充等による支援体制を一層強化すること。

令和3年5月27日

第54回四国治水期成同盟連合会